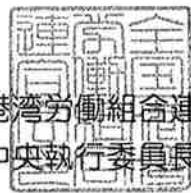


2018年11月21日
全国港湾発 18 発第29号
港運同盟発 18 -第50号

経済産業省 商務・サービスグループ
商務・サービス審議官 藤木 俊光 殿



全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 鈎一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信



港湾労働政策に関する申し入れ

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業や港湾労働に対するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けられることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

については、以上の立場から下記の諸課題について、貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. FTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）について

FTAやEPAといった貿易協定や通商協定は、物品の関税や非関税障壁の削減・撤廃することを目的とした貿易の自由化に加え、サービスや投資、労働分野での経済関係の強化を目的としている。については、港湾運送事業分野に雇用や就労の破壊等の悪影響を波及させないよう荷主団体等に周知させること。

2. 港湾物流のIT化に向けた動きについて

経済産業省は政府の未来投資戦略およびIT新戦略に基づき、貿易手続円滑化実証事業をすすめている。今日までの進捗状況を報告すること。

3. 港湾運送事業への自動化導入について

政府の未来投資戦略に基づく港湾運送事業への一方的な自動化導入には反対する。なお、自動化が港湾運送事業者および港湾労働者にもたらす影響を調査し、報告する

こと。

4. 港湾運送事業の認可料金制度の確立について

港運労使は 18 春闘において労使の政策課題として認可料金制度の復活に向けて取り組むことを労使協定した。については、港湾運送料金を平成 7 年度ベースの認可料金に差し戻すべく国土交通省と連携をはかりながら荷主団体等に周知させること。

5. フレキシブルバッグによる液体輸送について

- (1) 輸送事故の再発防止に向け、現在までのフレキシブルバッグ使用による液体輸送対策についての進捗状況を報告すること。
- (2) フレキシブルバック使用による液体輸送から液体類専用のタンクコンテナへの使用の促進を荷主団体等に対して徹底指導すること。

6. 港湾の通過貨物対策について

- (1) 経済産業省は総合物流政策大綱に基づく物流施策の取り組みとして、インランドポート事業を推進している。こうした施策は、港湾区域内の倉庫作業の減少に拍車をかけ、港湾の社会的機能を喪失させていると言って過言ではない。事業の推進にあたっては、関係省庁と港湾運送事業者および港湾労働者による「インランドポート職域確保対策会議（仮称）」を設置し、関係団体との充分な協議のうえ対応をはかること。
- (2) 現時点でのコンテナラウンドユースの実情（CRU 拠点、デポ地の数、面積、取扱実績、TEU ベースの個数、参入事業者数と利用事業者数）についての報告を求める。

7. 改定 SOLAS 条約の改正に伴う「重量証明」について

2016 年 7 月 1 日から施行後、2 年余が経過し、荷主や物流事業者が独自に重量証明したものを「証明証」としている。これでは、改定 SOLAS 条約が求める第 3 者による「重量証明」に至っていないのが実情である。安全を徹底するためにも、港湾運送事業者である検査証明機関（日本海事検定協会、（株）シンケン、日本貨物検数協会、全日検）に実施させるよう荷主団体等に指導すること。

8. 国際海上コンテナ陸送輸送における「特殊車両通行許可」について

国際海上コンテナ陸上輸送をおこなう場合は、運送事業者が「特殊車両通行許可」を各地方整備局国道事務所に申請し、特殊車両通行許可証の条件（A～D）で輸送しなければならない。しかし、「特殊車両通行許可」の条件を荷主が理解していないことから、運送事業者は法令に違反して運送行為をせざるを得ない状況になっている。については、国土交通省と連携し、荷主団体に車両制限令を理解させたうえで運送事業者等に対して運送依頼することを周知徹底すること。

以上